

## 竹富町議会だよりデザイン業務委託仕様書

### 1. 業務名

竹富町議会だよりデザイン業務委託

### 2. 業務の目的と基本方針

本業務は、竹富町中小企業等振興基本条例第5条第2項の「町内の中小企業者等の受注機会の増大に努める」という規定に基づき、町内事業者の積極的な活用を考慮して発注するものである。

専門的なデザイン技術を導入し、議会動画や音声記録を活用することで、迅速かつ町民に開かれた議会広報紙を目指す。

### 3. 制作プロセスおよびスケジュール(厳守事項)

素案の作成および協議:

- (1) 議会終了後、速やかに広報編集委員会と紙面レイアウト案の確認を行うこと。
- (2) 受注者は、事務局からの資料提供を待つだけでなく、自ら議会動画や会議録音声を視聴して審議の要点を把握した上で、素案を作成・提出すること。
- (3) 校正段階において、受注者は広報編集委員会に出席(オンライン参加も可)し、ニュアンスを的確に汲み取り、デザインや構成へ反映させながら紙面をブラッシュアップしていくこと。
- (4) 議会終了後から2週間以内にデザインの初校(素案)を作成し、提出すること。

校正作業:

提出された素案に対し、計5回程度の校正を実施する。

※これには、文言の修正だけでなく、広報委員会からのデザイン修正指示への対応も含まれる。

### 4. 候補者の選定方法

本業務の受託候補者の決定にあたっては、提出された企画提案書や実績を基に、竹富町議会広報委員会が最終的な選定を行う。

選定においては、デザインの質、納期遵守体制、および町の条例趣旨への合致度などが総合的に評価される。

### 5. 契約期間および契約の更新

今回の発注範囲:

本契約の履行期間は、令和8年6月定例会(当該期間に開催される臨時会を含む)に係る議会だよりの発行業務完了までとする。

契約の延長(継続)について:

6 月定例会分の業務履行状況において、納期、品質、コミュニケーション等に特段の問題がないと認められる場合、次号以降の業務についても双方の合意により契約を延長(または更新)できるものとする。

#### 6. 委託料の限度額

上限提案価格 税別 1,560 円(1 ページあたり)とする。

#### 7. 技術的・品質的要件

ユニバーサルデザイン(UD)の採用:

高齢者や視覚障がい者を含む全町民への配慮として、UD フォントの使用や適切な文字サイズ(原則 14 級以上等)を検討すること。

クロスメディア対応:

紙面内に議会 YouTube 等へ誘導する QR コードを効果的に配置し、デジタル媒体との連携を図ること。

#### 8. 成果物の納品と著作権

成果物:印刷用データ(トンボ付き. ai.eps)、公式ホームページ掲載用データ(PDF)。

著作権:本業務により作成された全ての成果物の著作権は、竹富町(議会)に帰属し、受注者は著作者人格権を行使しない。

#### 9. その他

業務の実施にあたっては、竹富町議会事務局および議会広報委員会と密に連携し、円滑な進行に努めること。